

○運転免許を受けることができない期間の指定

(第 90 条第 10 項)

改正 平成 26 年 6 月 4 日 平成 27 年 3 月 12 日

平成 28 年 2 月 1 日 平成 29 年 3 月 12 日

令和元年 12 月 1 日 令和 4 年 5 月 13 日

処分基準

令和 4 年 5 月 13 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 90 条第 10 項
処分の概要	運転免許を受けることができない期間の指定
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法施行令第 33 条の 4 第 2 項及び第 3 項(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)
処分基準	運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。
問い合わせ先	交通部運転管理課聴聞・処分者講習係

別紙

[別紙参照]